

令和3年度 事業計画

1 基本理念

公益財団法人大分県環境管理協会は、浄化槽を基盤とした水環境の保全にかかる事業活動を通して、大分県の公共用水域における水質の維持・改善を図りながら県民の生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することにより、「持続可能な社会」の構築実現に貢献する。

2 事業運営方針

- (1) 事業運営における透明性の確保とコンプライアンスの徹底を図り、公益財団法人としての社会的責任を果たしていく。また、事業執行にかかる組織体制の強化並びに通常業務の効率化をいっそう促進し、より強固で安定した財務基盤を構築する。
- (2) 公益事業である浄化槽検査業務については、行政と緊密な連携のもと、台帳整備を着実にを行いながら、現有物件の計画的な確保並びに法定検査を適正に実施し、受検率の向上を図る。
- (3) 令和2年3月に導入したBOD分析機器等の効率的運用を図りながら当面は、「7万基検査」を念頭に置き、事業執行体制を整備していく。
- (4) 外部依頼にかかる水質検査事業については、信頼性確保に努めるとともに、公益事業への負担等を総合的に勘案し、廃止も含めた見直しを引き続き検討する。

3 事業計画

大分県の生活排水処理人口普及率は、令和元度末で77.7%となっており、全国平均の91.7%を大きく下回って全国44位の状況にある。

このような中、令和2年4月1日に改正浄化槽法が施行されたが、合併処理浄化槽への転換促進と生活排水処理率向上の契機となるばかりでなく、受検率向上にも繋がるので、改正法に基づく協議会や台帳整備等の動向とあわせて、行政、業界との連携、協力を密に行っていく。

特に、行政との連携については、県東部地区等における未受検対策の推移を見ながら、検査体制を整備するとともに受検にかかる設置者の不公平感を払拭していく。

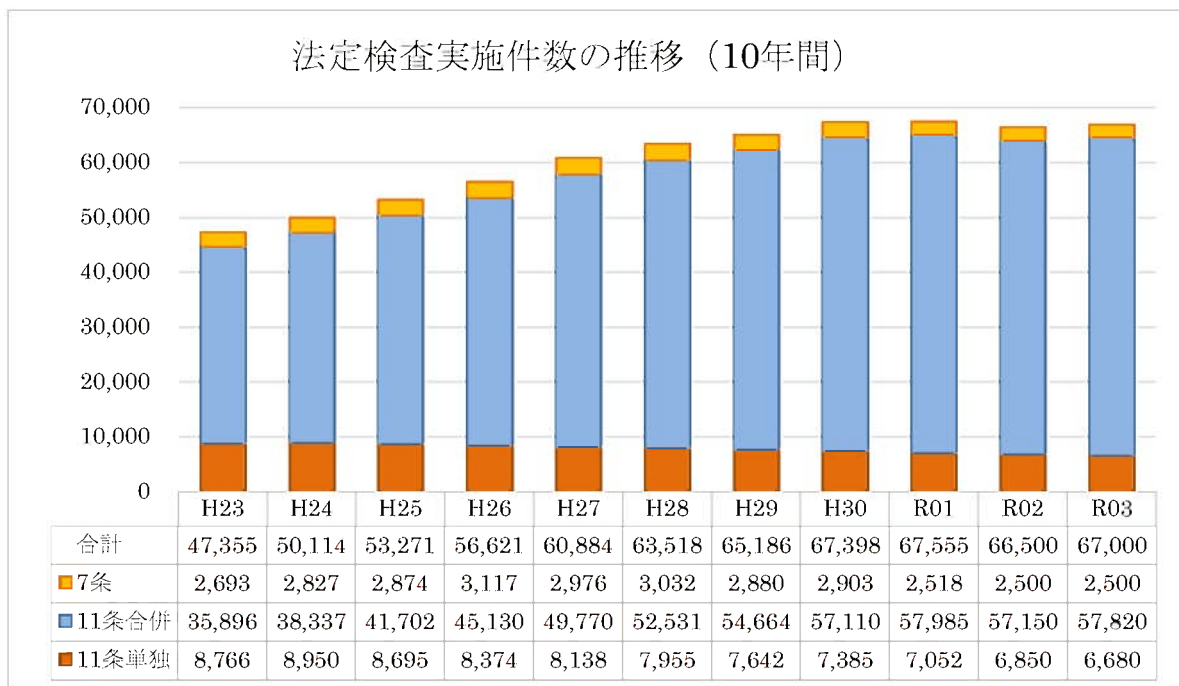
また、今秋から予定している浄化槽管理士に対する研修などを通じ、浄化槽関係者の技術水準向上を図るとともに、令和3年1月より始まった検査手数料のコンビニ収納定着を図ることなどにより、令和時代の「健全な経営基盤作り」を見据えながら、経営の効率化を推進する。

以上のことを踏まえ、令和3年度の主要事業について次のとおり実施する。

〔 法定検査の目標件数 〕

令和3年度目標件数を以下のように設定する。

令和3年度目標件数		
法第7条検査	法第11条検査	合計
2,500件	64,500件	67,000件



※令和元年度までは実績件数、令和2年度は当初目標件数である。

1. 検査実施率の向上について

法第11条検査の未受検者対策について、令和3年度も引き続き行政との連携により、設置台帳整理と併行して実施率向上に努める。

【参考】令和元年度 法第11条検査内訳（協会内データにつき公表値と異なる）

		検査対象基数 (H29年度末)	検査実施数 (R01年度末)	検査実施率 (R01年度末)
協会事業	合併処理浄化槽	78,713基	57,985基	73.7%
	単独処理浄化槽	70,338基	7,052基	10.0%
	合計	149,051基	65,037基	43.6%

一受検率向上への取組一

(1) 大分県浄化槽台帳整備に関する県及び市町村との連携（浄化槽法改正関連事業）

- ① 浄化槽法改正に伴い、県並びに大分市と連携し、設置台帳整備に努める。
- ② 協会の浄化槽検査台帳内の受検情報を県及び市町村に提供し、受検率の向上に取組む。
- ③ 各管轄行政からの情報提供を基に、協会の浄化槽検査台帳内に残存する廃止・休止等の情報整理を行い、設置台帳と検査台帳の整合性を図る。
- ④ 使用実態の不明な浄化槽情報を、行政と連携し大分県浄化槽管理台帳システムに反映させる。

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

- ① 直近の未受検者情報を各管轄行政へ報告し、速やかな受検指導が適うよう努める。
- ② 長期未受検者への継続的な指導を行うため、各管轄行政との連携を図り、行政からの受検指導により、継続受検へ繋げるよう努める。

(3) 大分市における11条検査受検率向上への取組

- ① 合併処理浄化槽の（補助・補助外）未受検者情報を大分市と共有し、受検率向上対策を図る。
- ② 不動産物件等の名義変更管理者に対し、大分市と連携し実態把握と有効な対策を図る。

(4) 月次拒否対策

- ① 月次行政報告後の受検拒否者への速やかな行政指導を要請する。

(5) 月次不適正報告

- ① 月次行政報告後の不適正指導の情報を有効活用し、不適正浄化槽の早期改善に取組む。

2. 検査件数の確保及び検査実施について

(1) 検査編成における法定検査件数の確保及び検査業務の効率化

- ① 検査員ごとの年間稼働日数の調整とそれに伴う目標件数を定め、進捗管理を行っていく。各課長・支所長との情報共有を密にとり、年間目標件数の達成に努める。
- ② 検査案内文書・返信ハガキの内容を精査することで、申込方法を簡素化させ申込率を向上させる。また、同時期・同地区内の依頼物件を凝縮させた計画に努め、業務効率化を図る。

(2) 7条検査の適期編成及び前年度実施7条検査から11条検査への移行率向上対策

- ① 総務部と連携し、7条検査の適期実施のための編成に努める。
- ② 7条検査では可能な限り面談検査を行い、次年度11条検査への移行に努める。

(3) 未収金対策

- ① 未収金物件については、コンビニ収納の啓発や検査編成後の案内送付等を活用し、担当検査員の現場徴収等により検査手数料の回収に努める。
- ② 入金遅滞物件については、計画的に月次での督促処置を行い未収金の発生を抑制する。

3. 法定検査の信頼性確保に向けた取組について

(1) 精度管理規程に基づく各種規程集の作成

- ① 法定検査での総合判定が不適正となった水質データを解析し、当協会の法定検査判定の判断基準が全国水準と乖離していないかを精査し、必要に応じた措置を取る。
- ② 検査方法等マニュアルの細分化にあたり、作業標準書として法定検査時の説明に関する規程を作成する。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上

- ① 検査員の技術力の向上を図るため、関連法規集、新型浄化槽の情報共有、資質向上等の研修会を定期的に行う。

(3) 浄化槽の水質改善に係る調査・研究

- ① 令和2年度の集計を基に、温泉流入浄化槽の調査・研究を進め、大分県の温泉流入浄化槽への対応が統一化できるよう所轄行政機関へ情報提供を行う。
- ② SDGs、脱炭素化を視野に入れた調査・研究に取組み、並行して水質改善に繋がる技術を模索する。また、取得した研究成果や結果を基に、全国検査員研修会等での発表を目指す。

4. 行政・業界団体の連携に関すること

令和2年度の改正浄化槽法が施行されたことで、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保による研修会の開催、並びに特定既存単独処理浄化槽の廃止に向けて、行政・業界団体との更なる連携を深め、合併処理浄化槽への設置転換に努めていく。また、浄化槽の信頼性確保のため、各種補助事業制度等、業界団体へ逐次情報を提供する。

(1) 各種研修会、講習会の開催・準備について（浄化槽法改正関連事業）

- ① 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について、大分県循環社会推進課並びに大分市廃棄物対策課との連携を図り、関連する賛助会員については、研修会の受講申込に関する周知を行う。
- ② 協議会の設置について、大分県循環社会推進課と連携を図り、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議資料の作成や組織運営に協力していく。
- ③ 特定既存単独処理浄化槽の廃止に向け、協会から行政へ不適正単独処理浄化槽の情報提供をする。また、賛助会員への各地域の補助事業等の情報提供に努め、合併処理浄化槽への設置転換を推進する。

(2) 賛助会員・部会の情報提供について

- ① 環境省・執行団体からの二酸化炭素抑制対策事業費等補助金の受付・審査業務を受け、賛助会員への周知並びに情報提供を行う。
- ② 部会運営委員会を定期的で開催し、賛助会員の技術力向上、各種補助金の活用に関するための情報提供並びに支援を行い、地域業界との連携を図る。

5. 水質検査関係事業について

(1) 水質検査事業について

今年度は、検査依頼のまとまった増加があったが、一方で新型コロナウイルスの影響に伴い、施設の廃業（主に宿泊施設等）による依頼の減少も生じている。

また、下水道接続や施設の廃止による減少、同業他社との競合もあり今後の水質検査依頼については不透明な状況で大きな増減となる要因はないため、令和3年度も今年度並みの検査実施が見込まれる。

以上の状況を踏まえ令和3年度については、以下のとおり計画を定め、依頼検査業務の維持及び浄化槽に関する調査・研究を行う事で、水質検査部門としての信頼性の確保を図るものとする。

(2) 検査実施目標について

令和3年度の目標を以下のように設定する。

① 各設定目標について

	令和2年度目標	令和3年度目標
依頼分析件数	6,550 件	6,550 件
依頼分析収入額	44,300,000 円	44,300,000 円
法定検査事業（7条・11条）	66,500 件	67,000 件

※依頼分析内容が個々で異なるため、目標件数は平均単価を基にした参考数とする。

(3) 依頼検査について

- ① 水濁法関連の規制対象となる浄化槽を総務部との連携により把握し、市場調査を目的とした業者への働きかけを行い、依頼件数の確保に取り組む。
- ② 水濁法規制対象外の浄化槽に対しても、管理目的等の需要を掘り起こし、依頼の受け入れを行う。

(4) 精度管理について

- ① 測定マニュアルや実務内容の精査を行い、測定精度の向上や、効率の改善に努める。
- ② 職員間による測定の誤差抑制や技術向上のため、係内で内部クロスチェックを行う等、定期的な内部研修等の実施に努める。
- ③ 外部クロスチェックの実施や、技能試験の参加等を行い、値の外部機関との比較を行う事で精度の確保に努める。
- ④ BOD自動測定装置の更新に伴い、作業の更なる効率化及び精度の向上に取り組む。

(5) 浄化槽に関する調査・研究業務について

信頼性の向上を図るため、浄化槽の調査・研究に関して、以下の事項に取り組む。

- ① 技術開発課と連携をとり、浄化槽に関わる各種調査・研究に引き続き取り組む。
- ② 各研究集会等で行う研究発表に向けた基礎調査・研究に取り組む。

6. 総務部および関連事業について

(1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

浄化槽の信頼性確保のため、本制度の普及および啓発、ならびに受理件数の増加に取り組む。

年 度	登録件数	予算額（税込） （見込・実績は決算額）
令和3年度（当初予算）	1,102件※	4,728,000円
令和2年度（見込）	1,066件	4,875,000円
令和元年度（実績）	1,078件	4,794,000円

※市町村補助金担当課への今年度受理件数および来年度予算の聞き取りから推測

(2) 提案活動

汚水処理人口普及率の向上は、本県の良質な水環境を保全していくうえで、喫緊の課題であり、行政、業界および協会とで足並みを揃え対応していく必要がある。令和2年度に施行された改正浄化槽法が本格的に始動する本年において機を逸することのないよう、適時適切な提案を関係機関に行い連携を図っていく。

(3) 浄化槽普及啓発活動関連

① 設置者講習会への講師派遣

浄化槽は適切な維持管理によって、その性能が担保されることから、設置者が前もってその重要性を認識することは極めて大切なことである。浄化槽所管行政も、その必要性を重視し、近年は設置者に対する講習会の機会を増やしている傾向にある。当協会としても講師の派遣要請に対しては積極的に協力していく。

② 環境学習出前授業

浄化槽に対する正しい知識の普及啓発を行うため、協会職員が講師となり、小学生等を対象に環境学習の出前授業を行う。令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症への配慮から、協会から積極的な実施希望校の募集はしないが、ホームページ等の情報などから当事業を知り、授業を希望する学校があれば対応することとする。

③ 浄化槽絵はがきコンテスト等の開催

令和2年度、初めての試みとして浄化槽を題材とした絵はがきコンテストを行ったところ、好評をいただき、啓発事業としての手応えを感じたため、令和3年度も継続して開催する。より広報に力を入れ、コンテストを通じて家庭や学校で浄化槽について考えてもらう機会を増やす。

(4) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を年2回発行し、賛助会員および関係機関に有用な情報を提供するとともに、新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図る。
- ② 令和2年度に刷新した協会ホームページについては、新たに導入したアクセス解析なども有効活用しながら、閲覧者の照会要求を捉え、効果的で時宜を得た情報発信に努める。

(5) 7条検査の適期実施に向けた対応について

関係機関との連携を密にするとともに各種届出書類の管理の強化を行い、浄化槽法第7条検査を法令に基づいた期間に実施できるよう努める。

(6) 検査システムの利便性の向上および県台帳システムとの連携について

当協会の浄化槽検査システムについては、毎年、機能の追加や修正を重ねて利便性を高めている。今後も更なる検査業務の効率化や県の台帳システムとの連携強化を図るべく、必要なシステム改修を行っていく。

(7) 情報セキュリティ対策の強化について

浄化槽に関する個人情報を含む、全ての個人情報を保護することの重要性を深く認識し、情報セキュリティ対策の強化および職員へ情報の適切な取り扱いに関する教育を徹底する。

(8) 未収金対策

初回の督促業務は担当検査員が自らの責任で行うこととしており、一定の成果を上げているが、それでもなお未収となる物件に対しては、定期的に再請求を送付し、粘り強く対応していく。

(9) エコアクション 21 の継続

環境経営に関する第三者認証システムである本制度の登録により、環境法令順守等のコンプライアンス管理の徹底を図るとともに、コストの削減等、経営面での効果も狙い、法人としての環境活動を継続していく。

(10) 働き方改革関連改正法の順守

働き方改革関連改正法を順守し、働きやすい職場作りに取り組み、職員の健康を守る。また勤怠管理システムの導入により、管理職の労務に対する意識改革、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、業務効率を向上しつつ長時間労働の削減に努める。

(11) 職員の資質向上のための教育訓練の実施

- ① 外部機関の行う研修や、講師派遣サービス等を活用し、職員に業務上必要な知識や能力を習得させる。
- ② 安全運転講習や、人権研修等を定期的に実施し、職員一人ひとりに社会的規範を遵守させるため、教育を行う。